

入院時の食事療養費の 負担額が見直されました

i 食材費高騰の影響により、厚生労働省から入院時食事療養費（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、**2026年6月から** 患者様のご負担金額が下記のとおり変更となりますので、お知らせいたします。



1食あたりの基準額の見直し内容

	1食あたり	現行	改定後
自己負担	一般所得者の場合	510円	→ 550円 (税込)
	住民税非課税世帯の場合	240円	→ 270円 (税込)
	住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	110円	→ 130円 (税込)

i ご理解とご協力のお願い

入院中の食事は、治療の一環として、管理栄養士の指導のもと、栄養バランスに配慮した内容を提供しています。今後とも安心・安全な医療の提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



施行日

2026年6月1日(月)から適用されます。

ご不明な点がございましたら、スタッフまでお声掛けください。

朝日野会 球磨病院